

令和3年度再資源化等業務に関する事業計画書 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、循環型社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効活用及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第105条に規定する指定再資源化機関に指定されており、法第106条に規定する再資源化等業務を确实かつ効率的に実施している。

I 基本方針

本財団は、自動車リサイクル制度の安定運用及び更なる効率化を着実に実施するとともに、制度の中心的役割を担い、ステークホルダーへ質の高いサービスを提供していくことを通じて、循環型社会の実現に向けて貢献していくことを基本方針としている。この基本方針の下、ステークホルダーからの信頼を更に高いものとして成長軌道を歩み、循環型社会の実現への貢献を更に強めるべく事業を推進する。

指定再資源化機関は、令和3年度においても、法第106条に規定する再資源化等業務を行う。具体的には、特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務、義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務、離島対策支援事業、不法投棄等対策支援事業を确实かつ効率的に実施する。

さらに、令和3年度は、地方公共団体のためのセーフティネット機能の一環として引き続き、大規模災害発生に備えた体制整備・処理計画策定等に資する情報提供・啓発活動並びに研修会、不法投棄・不適正保管事案の解消や不適正行為を行う事業者への指導強化に資する知見の共有等の支援を実施する。

II 事業内容

令和3年度に再資源化等業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

1. 特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務(1号業務)

本業務は、1号事業者33社との再資源化等契約に基づき、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

令和3年度は、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で10,080台分、0.5億円の委託料金等収入を見込んでいる。

2. 義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務(2号業務)

本業務は、義務者不存在車等(並行輸入車、メーカーまたは輸入業者が倒産、撤退、廃業した車でメーカーが確知できない自動車)に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を、実施することとしている。

令和3年度は、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で11,880台分、1.0億円の再資源化料金等受入収入を見込んでいる。

本業務においては、再資源化料金等受入収入を引取台数や処理費用の観点から分析し、適正な再資源化等料金を設定のうえ、自動車所有者等に向け公表する。

また、本業務においては、環境省との連携および災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)メンバーとしての活動を通じて、災害発生時における番号不明被災自動車の適正処理に対する地方公共団体による対応の円滑化に向けて、以下を実施する。

- (1) 平成29年度から5ヵ年計画の第1期として行っている大規模災害への対応事業の総括を行い、令和4年度からの第2期活動についての具体的な取組みを策定する。
- (2) 手引書・事例集、番号不明被災自動車に関する推計結果等を活用した、情報提供・啓発活動ならびに説明会・研修会を通じて、地方公共団体における被災自動車の適正処理に係る体制整備、処理計画の策定等の支援を実施する。併せて、コロナ禍における自治体ニーズに応じた研修方法として、オンライン方式の拡充を行う。
- (3) D.Waste-Net の活動を通じて、激甚災害発生時における国、地方公共団体への情報提供、助言等の支援を実施する。

3. 離島対策支援事業(3号業務)

本業務は、使用済自動車等の引渡しに支障が生じている離島地域の125市町村に対し、運搬その他の支障を除去するための措置に要する費用に充てるための資金の出えんその他の協力を行うこととしている。

令和3年度は、81市町村に対し、27,422台分、1.2億円の出えんを計画している。

また、本業務においては、その他の協力事項として以下を実施する。

- (1) 離島地域における自動車リサイクルの安定を維持するため、出えん実績等の分析により市町村の個別課題を特定し、解消を支援する。
- (2) 市町村が実施する当該事業の理解普及活動への協力を実施する。
- (3) 小規模離島における事業の活用促進に向けて、市町村支援を強化する。
- (4) 年間20市町村を対象に申請証憑の確認等を実施し、事務精度を維持する。

4. 不法投棄等対策支援事業(4号業務)

本業務は、使用済自動車等が不適正に処分された場合において、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力を行うこととしている。

令和2年度に実施した国のモデル事業にて、不適正保管現場の調査等が行われ、その結果、当該事案に関し地方公共団体からの不法投棄等対策支援事業活用の協力要請を受けるに至った。このため、令和3年度は当該地方公共団体への資金の出えんを予定している。

また、本業務においては、使用済自動車等の不法投棄・不適正保管の解消・抑止に資するため、地方公共団体に向けたその他の協力事項として以下を実施する。

- (1) 地方公共団体における不法投棄・不適正保管事案に関する課題の解決に資するため、情報提供・助言等を実施する。
- (2) 不法投棄・不適正保管の事案を所管する地方公共団体の対応状況等について、現地確認及び情報の整理を行い、当該地方公共団体の担当者と事案の解消に向けた意見交換を実施する。
- (3) 上期にオンライン方式で実施する「自治体担当者向け基礎知識研修」(座学研修)、下期に解体業者の事業場にて実施する「自治体担当者向けステップアップ現場研修」(実地研修)等を通じて、地方公共団体の担当者に対し、不法投棄・不適正保管事案の解消や不適正行為を行う事業者への指導強化に向けた知見を提供する。また、その研修内容は、令和2年度に実施したモデル事業で得られた情報・ノウハウ等を盛り込むことで、地方公共団体の担当者にとって、より実践的なものとなるよう改善を図る。(ただし、ステップアップ現場研修は新型コロナウイルスの収束状況を踏まえて開催を判断)。

5. 地方公共団体が撤去した解体自動車等に係る引取・再資源化業務(5号業務)

本業務は、不法投棄等対策支援事業(4号業務)で対象となった地方公共団体が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

現時点で、令和3年度は地方公共団体からの要請見込みはないが、新たに要請等があれば必要に応じて対応する。

6. 不適正処分自動車の処理に係る引取・再資源化等業務(6号業務)

本業務は、地方公共団体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

現時点で、令和3年度は地方公共団体その他の者からの要請見込みはないが、新たに要請等があれば必要に応じて対応する。

なお、再資源化等業務規程第18条第3項及び第5項に基づき、令和2年度の大規模災害対応(2号)業務に係る出えん収入の残余については、令和3年度の大規模災害対応(2号)業務を実施する費用に充て、同様に3号及び4号業務に係る出えん収入の残余については、令和3年度の第3号から第5号までの業務を実施する費用に充てる。

以上